

## 藍住町ホームページ広告掲載申込参加要領

町ホームページへの広告掲載を申し込まれる方（以下「申込者」という。）は、次の各事項を御承知の上、お申し込みください。

（申込者の資格）

第1 町税等を納付していること。

（広告規格及び掲載料）

第2 広告枠の規格及び掲載場所は、次のとおりとします。

- （1）大きさ 縦60ピクセル、横150ピクセル
- （2）形式 GIF（アニメーション不可）、JPEG又はPNG
- （3）容量 4 kb以下
- （4）掲載場所 町ホームページのトップページ右上部

2 広告掲載料は、広告枠1枠当たり月額10,000円（消費税を含む）とします。

（広告掲載枠）

第3 広告掲載枠は6枠程度とします。

（掲載期間）

第4 広告の掲載期間は、月を単位とし、最長1年間とします。ただし、年度を超えることはできません。

（広告内容）

第5 藍住町広告掲載要綱（以下「掲載要綱」という。）第7条に規定するとおり、町の公共性及び品位を損なうおそれのないものとしてください。また、別紙の「藍住町ホームページ掲載広告表現規制」を遵守した広告内容としてください。

（申込）

第6 申込者は、掲載を希望する月の前月の7日までに藍住町ホームページ広告掲載申込書（以下「申込書」という。）と添付書類を提出してください。提出する書類に不備・不足があった場合は受付できません。また、受付時間は、業務日の午前9時から午後5時までとします。申込に添付する書類は次のとおりです。

- （1）町税等の納税状況調査同意書
- （2）藍住町暴力団排除条例に基づく誓約書
- （3）広告原稿（案）（データ(PDF、Excel等)を格納したCD等及び印刷したもの)  
※広告原稿（案）は、新規又は既存の原稿に変更がある場合のみ提出してください。  
なお、広告原稿（案）のデータは、電子メールによる提出も可能です。  
電子メールで提出する場合は、その旨を御連絡ください。

(掲載の決定)

第7 町は内容を審査し、広告主を決定します。なお、申込み時点で既に募集枠数に到達している場合、掲載できないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

2 掲載月及び掲載位置が決まり次第、広告掲載決定通知書を送付します。

(掲載料の納付)

第8 掲載料は、一括納付になりますので、指定期日までにお支払いください。指定期日までに納付されていない場合は、広告を掲載することができません。また、広告主の都合で広告掲載を取り下げた場合、納めた掲載料は返還しませんので、あらかじめ御了承ください。

(禁止行為)

第9 次に掲げる行為は禁止とします。

- (1) サーバーその他本町のコンピュータシステムに不正にアクセスする行為
- (2) 広告の閲覧者のコンピュータに障害を及ぼす行為
- (3) その他町長が広告主として不適切と認める行為

(広告主の責務)

第10 町は、広告の内容に関するトラブル等については、一切責任を負いません。広告主の責任において解決してください。

(申込み及び問合せ先)

第11 申込み及び問合せ先は、次のとおりです。

郵便番号 771-1292

徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1

藍住町役場 総務企画課政策推進室

電話 088-637-3124

電子メール kikaku@aizumi.i-tokushima.jp